

藤沢市公共下水道接続工事等に係る利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、この市の環境衛生の向上を図るため、くみ取便所又は既設の浄化槽（し尿のみを処理するものを含む。）を廃止し、排水設備を新設して公共下水道に接続する工事（以下「接続工事等」という。）を行うために藤沢市内の金融機関から接続工事等に要する資金（以下「資金」という。）の融資を受け、接続工事等を行う者に対し、予算の範囲内において当該融資に係る利子の一部の補給（以下「利子補給」という。）をすることについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象)

第2条 利子補給は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内又は藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例（令和2年藤沢市条例第12号）第2条第4号に規定する区域外流入の対象区域内において、接続工事等を行う者に対して行う。

(利子補給を受けられることができる者の資格)

第3条 利子補給を受けられることのできる者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 前条に規定する利子補給の対象区域内の建築物の所有者又は建築物の所有者の同意を得た占有者で、自己の居住の用に供する家屋について金融機関から資金の融資を受けて接続工事等を行う者であること。
- (2) 市税、藤沢市公共下水道受益者負担金、藤沢市公共下水道受益者分担金及び下水道使用料のいずれをも滞納していない者であること。
- (3) 法人その他の団体（官公署を含む。）でないこと。
- (4) この利子補給金と同目的の補助金、奨励金その他これに類するものの交付を本市から現に受けておらず、又は受けることが決定されていない者であること。

(利子補給金の金額)

第4条 利子補給金の額は、金融機関から受けた資金の融資（接続工事等に係るものに限る。）に係る第7条に規定により利子補給を申請する資格の認定が行われた日の属する年度以降の年度分の支払利子相当額（遅延利息を除く。）とする。

2 利子補給金の総額は、対象建築物1棟につき50,000円を上限とする。

(対象となる融資)

第5条 利子補給の対象となる融資は、償還期間が3年以内のものとする。

(利子補給の申込み)

第6条 利子補給を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、接続工事等に着手する前に、接続工事融資利子補給申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関との融資に係る契約書の写し
- (2) 金融機関が発行した償還予定表の写し
- (3) 接続工事等の見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、金融機関から受ける資金の融資の金額に、当該接続工事等以外の工事に係る金額が含まれているときは、申込者は、当該接続工事等に係る金額を明らかにしなければならない。

(資格の判定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、内容を審査し、利子補給を申請する資格の可否を判定し、申込者に対して接続工事融資利子補給申込資格判定通知書(認定)(第2号様式)又は接続工事融資利子補給申込資格判定通知書(不認定)(第3号様式)により通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 前条の規定により資格の認定を受けた申込者(以下「資格認定者」という。)は、当該申込に係る融資の償還方法、償還額その他の償還内容に変更を生じたときは、速やかに接続工事融資利子補給申込事項変更届出書(第4号様式)に金融機関が発行した当該変更事項を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(利子補給の申請)

第9条 資格認定者は、毎年度の末日までに、接続工事融資利子補給金交付申請書(第5号様式)に金融機関が発行した当該年度分の償還実績を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(利子補給の交付決定等)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは接続工事融資利子補給金交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知し、及び利子補給金を交付し、不適當と認めるときは接続工事融資利子補給金不交付決定通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定等の取消し等)

第11条 市長は、資格認定者又は前条の規定により利子補給の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、利子補給を申請する資格の認定を取り消し、又は利子補給金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により資金の融資を受けたとき。
- (3) 金融機関への償還履行を怠ったとき。
- (4) 接続工事等が法令に定める基準に適合していないとき。
- (5) 第9条の規定による申請を行わなかったとき。
- (6) その他市長が不適當と認めるとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。